

# 生徒の「きまり」について

令和6年度

## ・・・学校生活を送るために・・・

将来、社会に出たときのために集団の中で生活できる力、人と係わりながら活動できる力、周囲から必要な支援を受けながらも自立していける力が身につくよう、学級、学年を超えて多くの人との係わりが持てるような場を設定し、集団での学習を大切にしていきます。そのために、藤岡特別支援学校の生徒として以下のきまりを守り、卒業後の進路に向かって自立した学校生活を送りましょう。

### 1 学校生活

- ◎ 登校時刻は8時50分です。遅刻はしないよう、5分前行動を心がけてください。
- (1) カバンは派手でないもので、筆記用具、着替え、体育着、作業着などが入るものを使用してください。人形などの大きなストラップは安全上控えましょう。
- (2) 水分補給のため、水またはお茶、スポーツドリンクを持参することができます。水筒、ペットボトルなどの容器は必ず持ち帰ってください。
- (3) ゲーム機などの学校生活に不要なものや高価なもの、おかしなどの食べ物の持ち込みは止めましょう。

### 2 校外生活

- (1) 生徒同士でおごったり、おごられたりすることや金銭の貸し借りはやめましょう。
- (2) 群馬県青少年健全育成条例で、深夜（午後10時から翌日の午前4時まで）の外出やゲームセンター、カラオケボックス、映画館の出入りは、保護者と一緒でも禁止になっているので注意してください。
- (3) SNSの利用は、保護者の管理のもとで使用し、トラブルをおこさないように十分注意してください。（「おぜのかみさま」を参照）
- (4) アルバイトを行いたい場合は、事前に学校に相談してください。

### 3 身だしなみ

※6月と10月を衣替えとしますが、特に連絡はいたしません。気候により調節してください。

- (1) 制服……本校指定の制服を着用してください。（一部入学年度を除く）
  - ・特別なサイズ等で迷う場合には学校に相談してください。
- (2) 体育着
  - ・本校指定の体育着を着用してください。
- (3) 作業着
  - ・高等部のみ本校指定（上着・ズボンと半袖ポロシャツ）のものを着用してください。
- (4) 靴下
  - ・膝下までのもので、無地の黒・紺・白を着用してください。
  - ※指定されたものの着用が困難な場合は、学校に相談してください。
- (5) その他
  - ・髪の毛は清潔感のある髪型とし、頭髪加工（毛染め、脱色、パーマ等）はやめましょう。
  - ※髪質等で心配な場合は、担任に相談してください。

### 4 携帯電話の持ち込みについて

- (1) 登下校の安全確認等が必要となる単独通学者のみの持ち込みとします。
- (2) 登下校時の緊急時の連絡のみの使用とし、校内、その他には使用しないこととします。
  - ※携帯電話を所持している生徒は、登校後に担任に提出してください。鍵のかかる場所で下校まで預かっています。
- (3) 家庭での使用については、フィルタリングを行い、使用のルールを話し合ってください。